

(目的)

第1条 この要綱は、松本市農畜産物販売促進事業補助金の適正かつ効果的な執行等を図るため、松本市農畜産物販売促進事業審査会(以下「審査会」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 松本市農畜産物販売促進事業補助金交付要綱(平成25年告示第233号。以下次号において「要綱」という。)に規定する補助金交付申請の審査に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、要綱第2条第1号に規定する地元農畜産物の販売促進に必要な事項

(組織)

第3条 審査会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業関係者
- (2) 商工業関係者
- (3) 有識者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

(事務局)

第7条 審査会の事務局は、産業振興部農政課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年5月2日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第160号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第139号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に改正前の松本市6次産業化支援事業審査会設定要綱(以下「改正前の要綱」という。)の規定により設置されている審査会は、この告示による改正後の松本市農畜産物販売促進事業審査会設置要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定により設置される審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この告示の施行の際現に改正前の要綱の規定により審査会の委員に委嘱されている者は、改正後の要綱の規定により審査会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、改正前の要綱の規定による委員の任期の残任期間と同一の期間とする。